

「健康づくりの推進」 に関する実施状況について

本市では、平成 15 年 3 月に「健康つやま 21」を策定し、「一次予防」に重点を置いた基本方針を掲げ、関係機関・団体と連携しながら健康づくりに取り組んできた。さらに平成 15 年 5 月、健康増進法が国民の健康づくりを積極的に推進する根拠法として制定されたことにともない、「健康つやま 21」を同法第 8 条に規定する「市町村健康増進計画」と位置づけ、推進してきた。そして、計画目標値の達成度をはかるため、平成 19 年度に中間評価を、平成 24 年度に最終評価を実施した。

一方、国においては、平成 24 年 7 月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の中で「健康日本 21（第二次）」の推進が示された。本市では、こうした国の基本方針や、「健康つやま 21」最終評価結果等を踏まえ、平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間の計画期間とする「第 2 次健康つやま 21」計画を策定し推進してきたが、国の計画（健康日本 21 第 2 次）の期間 1 年延長に合わせ、令和 5 年度までに延長している。

本計画では、「すべての市民が共に支え合い、健やかで幸せに暮らせる津山」を基本理念として、新たに「からだの健康づくり」「こころの健康づくり」といった目標を掲げ、健康寿命の延伸により「すべての市民が、元気で長生きし、やりたいことを、いつでも、いつまでも、続けることができる津山市の実現」に取り組むこととしている。平成 29 年度には「第 2 次健康つやま 21」の中間評価・見直しを行い、令和 4 年度の目標達成に向けてさらに健康づくりを推進し、地域全体での取り組みに向けて「つながる・つながる・支える・支えられる」ことのできる津山を引き続き目指すと総括した。

平成 31 年 2 月には、「自殺対策基本法」の改正や国や県の動向を踏まえ、これまでの取り組みに加え、自殺対策を総合的に推進するため、『いのち支える津山市自殺対策計画』を策定した。

現在、具体的取り組みである小目標ごとに目標値を設定し、施策の達成度を把握し、次年度以降の改善につなげ、計画の効果的な推進を図っている。

また、令和 3 年度から健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画をより総合的、効果的に推進していくため、庁内推進体制を見直し「津山市健康づくり推進本部」を設置した。有識者や市民の代表が参加する「津山市健康づくり推進審議会」においても構成団体の見直しを行った。

(基本的な方針)

